

日本放射光学会 学会活動総合検討委員会報告

日本放射光学会 特別委員会

はじめに

日本放射光学会は1993年度で創立6年目を迎えた。過去5年間の活動を省みて今後の更なる発展を期することを目的として、1993年度初めの評議員会(第19回)において菊田惺志前会長(東大工)から学会活動を総合的に見直すための特別委員会(委員長:大隅一政(高エ研・放射光))を設置したいとの提案があり承認された。会長が検討すべき点として挙げたいいくつかの項目を記すと、年会と他の施設での研究会・シンポジウム等とのジョイント、幹事会の位置付け、評議員会の定足数、会長の任期、国際会議開催の位置付け及び手続き、特定分野のバックアップ、等々である。これらは会長の総会における1993年度の活動方針としても会員に直接提案された。またこれらは学会誌である「放射光」第5巻2号の「会長挨拶」欄に掲載されている。ここで挙げられた項目の中には、岩崎博元会長(高エ研・放射光)が1992年度の「放射光」の同欄で述べていることと同じ趣旨の事柄も含まれており、評議員会において岩崎元会長からも放射光科学の普及、各施設間の交流、近隣諸国との国際交流、将来構想の提言等が検討事項であるとの意見が述べられ、各評議員からも検討事項に関する要望等が出された。

創立後既に5年が経過し学会も様々な経験を蓄積してきているが、学会活動及び運営が軌道に乗るより周りの状況の変化が激しいようである。これまで状況の推移及び変化に適切に対応してきたが、放射光科学の急速な発展を背景に学会を取り巻く状況が設立時とは異なり、これに対応した学会活動の見直し及び組織の改変を行うことが必要

との判断である。1993年度になって特別委員会が設置されたが、それ以前からこの種の検討の必要性は特に学会執行部にはあったのである。評議員会で出された何れの項目も検討する必要性は充分であるが、検討結果を具体的に実施に移しその成果を得ることが必ずしも容易なことばかりではないことも明らかである。何れにしても特別委員会の設置は評議員会で決定され、文末に示す会員が委員となって発足することとなった。委員会は、そこでの検討密度を上げるため予想される問題に関してこれまで深く関わってきた会員或いは今後関わるであろう会員を委員として構成された。また、委員会の設置期間はともかく1年である。

委員会として先ず初めに行なったことは、「放射光」第5巻3号に会告として、特別委員会の設置及び活動目的を会員に報告したことである。同時に検討が決定している項目についての議論の方向性を示し、学会活動全般或いは個別の問題に対しての意見を募った。また、これとほぼ同時に設立以来これまでの学会活動に関わってきた方々、即ち歴代の会長、評議員及び幹事の方々に郵便にて検討事項及びそれらの方向性等についてのご意見を伺った。また、この間設立以来の評議員会議事録及び各委員会資料を見直して問題の有無或いはそれに対する評議員会・各委員会での議論の動向を調査した。これらの特別委員会としての活動を行いつつ、第20回評議員会(1993年8月2日)での議論を経て第1回の特別委員会を評議員会直後に行なった。ここでは、それまでに収集した問題点について意見を交換し今後の検討項目とした。何よりも検討項目に漏れがないことが重要であるこ

とから、今後も継続して問題の発掘に努めることを確認した。特別委員会での議論の経過は必ず評議員会に報告し、常にフィードバックをかけつつ進めることができるのであり、評議員会の場でなるべく多くの時間を割いて頂き、評議員各位からは種々ご意見を頂いた。

この報告では I. 活動について、II. 組織について、III. その他の3章に分けて問題提起・検討結果並びに必要な場合にはそれに対するコメントを加えた。更にこれらを実施するに際して必要となる定款及び細則の改訂案を付けた。

I. 活動について

1. 年会の見直し

各放射光施設及び利用者団体の責任者に対し、彼等が開催しているシンポジウム等を日本放射光学会の年会と場所・時期を同じくして共催できるか否かの検討を依頼し、たとえ一部であっても可能であれば、彼等を交えて具体化の方策を検討することとした。この詳細は別に設けるワーキンググループで議論することとしたが、これに先立ち各施設・利用者団体の責任者から成る責任者会議(1993年12月8日)を開催し、今後の進め方等について意見を交わした。責任者会議及びワーキンググループでの議論の詳細については本稿末尾に掲載するが、ここでは責任者会議での方針に沿ってワーキンググループで得た結論の大要を記す。

学会の開催する年会を、以下に述べる他の団体等との共催にて行なう「放射光科学合同シンポジウム」とする。放射光科学シンポジウムは、東大・物性研軌道放射物性研究施設、高工研・放射光実験施設、分子研・極端紫外光実験施設及び原研・理研大型放射光研究推進共同チームの各施設及びPF懇談会、INSOR同好会、SPring-8利用者懇談会及び学会の4施設・3利用者団体・1学会の共催で開催することとし、これと前後して同地において各施設及び団体が必要とする独自の会合を持つこととする。

シンポジウムは8団体の共催で行なうことになるため、各団体の代表者により構成される組織委員会を設け、ここでシンポジウム開催にあたってのプログラム構成等を調整し基本方針を決定する。開催場所は各施設或いはその周辺とし、開催地の関係者等による実行委員会を設けてシンポジウムを開催する。参加費等は何れかの団体に属する者は会員としての待遇を受けるものとする。なお、組織委員会の委員長は学会行事幹事が務め、開催に係わる諸費用は学会の責任とする。また各団体からの便宜供与を歓迎する。

これに伴い、年会で行なうべき報告の中に、各施設の現状・将来計画等を含めることとし、細則第8条を変更する。

2. 国際交流の推進

2-1 国際会議の主催手続き

国際会議の主催等については、以前(1990年度)、その位置づけ、開催手続きなどについて議論され、「国際会議の主催等に関する内規」として評議員会に諮られた。しかし、幹事会の役割、涉外委員会の位置づけなどに関して意見が集約されず、内規は案のままとなっている。一方その後、本学会が国際会議の主催をする場合は、内規(案)に記載された諸規則に沿った手続きによって行われている。

本委員会では、上記の内規(案)に記載されている手続きの大筋を再確認するとともに、第5条の行事委員会の役割を見直し、第6条の後援、協賛のための手続きをさらに簡素化し、「国際会議の主催等に関する規定(案)(別途添付)とした。

2-2 国際交流の推進

国際交流には情報交換・人的交流・共同研究から研究会等の開催までそのための方策は種々考えられるが、多くの場合、ある程度の資金が必要である。幸い我国では最近になり国際協力の必要性に対する認識が得られつつあり、公的・私的な援

助システムが整いつつある。従って学会自身の財政規模に囚われることなく交流推進の可能性を検討すべきである。あらゆるレベルでの国際交流を推進するため学会は複雑な手続きを省略し、計画立案者が会長の助言と協力を得て行うことができるとすることとする。

外国人の入会を促進することも重要な推進策であり、国情等によって会費を免除できることとする。このため、入会申込書に会費免除申請の欄を設けその理由を述べることができるようとする。諾否は評議員会で決定する。

3. 学会賞の実施

学会の行う事業として定款第3条3.に「研究の奨励および研究業績の表彰」が明記されているが、学会設立以来行ったことはない。これは一つに設立間もない、従って学会としての活動内容が定まる前に、学会が特定の奨励或いは表彰などできない、少なくともすべきではないという理由からである。また、そもそも会員が非常に広い分野に亘っていることから結果的に特定分野の個人を奨励・表彰することは不可能であるといった考え方もある。いづれにしてもこれまで行われたことはない。然しながら、最近学術情報センターが行った学術研究活動に関する調査に学会賞等の受賞に関する項目があり、これを契機に改めて委員会で検討したが、「研究業績の表彰」については広範な分野に亘る学会が特定分野の業績を他の分野のそれと比較するのは無理であり、従って実施は困難であるとの結論に達した。

一方、「研究の奨励」に関しては、若手会員を対象として行い現在及び将来の学会活動の活性化に繋げるべきであるとの結論を得た。以下にその要領を記す。

- 1) 名称は「日本放射光学会奨励賞」とする。
- 2) 受賞者数は2名以内/年とする。
- 3) 候補者の選考は学術賞等選考委員会が行い、評議員会で決定する。

4) 対象者はその年の年会に第1著者として発表を申し込んだ者であって、申込時点で満35才以下の者とする。

4. 会誌発行回数の見直し

年会・講習会の開催時以外に会員と学会の間を繋いでいるのは会誌のみである。これらの会合に参加する会員は平均して全会員の3割程であることから会員にとって会誌が如何に重要であるかは明らかである。内容の充実した会誌が出来るだけ密に発行されるのが望ましいのは自明である。

創刊以来会誌「放射光」の評判がかなり高いのは事実である。編集幹事（委員長）の献身的な努力で現在の質が維持されていることも事実である。然し、忘れた頃にやって来る会誌は内容の豊かさとは裏腹に学会そのものを遠い存在としているのも事実である。

会誌の発行は現行で4刊/年であるが、これを6刊/年として情報誌としての性格も明らかにすることが望ましい。現在の編集委員会にこれ以上の負担をかけることなく、増刊する2刊の内の1刊の内容を以下に提案する。

学会活動の見直し全般の議論の中には常に特定分野の振興を行うべきであるとの提言がある。放射光を利用することによって大きく飛躍できる状況にある分野或いは飛躍の前駆現象が見られる分野を学会が後押しすべきであるということである。これによって放射光科学の領域がより拡大されると共に他分野に対してもインパクトを与えることになろうということである。増やす1号は特定分野を扱う特集号とし、編集幹事がその特別号の編集責任者を指名する。その責任者が特集号の編集委員会を組織して作業にあたる。このことが実現できれば会員にとっても利益は大きい。これが実現できれば細則第10条を変更する。

会誌の増刊は編集委員会の負担と共に経費面での制約も大きいため、継続しての議論が必要である。

II. 学会組織について

1. 会長の任期

学会の立ち上げ期は、学会活動・運営を軌道に載せるための多岐に亘る煩雑な会務が続出することが予想され2年間に亘って会長を務めることは困難であると考えられた。設立後、5年を経過した現在においても会長の職務は決して平々凡々では無いことに変わりはないが、本学会独自の活動を企画・立案し中長期的な展望の下に実行するためには、会長の任期として現行の1年では無理であり、2年が適当である状況となっている。幹事の任期もこれに連動して2年とすることが望ましい。実施には定款第22条の改訂が必要である。

なお、学会設立当時は加速器関係・利用関係の会員が適宜会長となって双方の調和のとれた学会運営がなされるであろうことが予想されていたことを付言する。

2. 幹事会の位置付け

幹事と評議員会との関係は、定款第21条「幹事は、庶務、会計、編集、行事、涉外その他の会務を担当し、評議員会の決議に基づいて業務を行う」に記されている通りである。

第13回評議員会において、本会に会長および各幹事で構成する幹事会を設置し本会の運営に必要な一定範囲の事項についてはそこで審議し、実行できるものとすることを骨子とする定款改正案が提案された。評議員会では、以後3回にわたる審議の結果、現行の定款の下での弾力的な運用により実質的な不都合はないとの判断から、この定款改定案は見送られた。

この問題の重要性に鑑み、本委員会で再度検討した結果、会員から直接選出された会長および評議員会を運営の主体とする本会の理念は尊重すべきであるとの理由から、評議員会の決定と同様の結論に到り、幹事会を学会組織に加えることはしない。

3. 会長および評議員の選出方法

現行の選出方法には、次の2つの検討項目がある。

- 1) 会長候補者の選出において、15名以上の会員により推薦された者とする条件は、年々厳しいものとなっている。会長候補者が選出されないという事態も想定される。
- 2) 評議員の顔ぶれの固定化とともに、年齢、分野、地域等の構成に偏りが見られる。
- 1) については、総推薦投票数を増やす方法も検討すべきであるが、当面、候補者選出の条件を推薦得票数の上位3位までと変更することにより解決可能である。このことを実施するには、細則第4条の改訂が必要である。
- 2) については、会員に評議員候補者の推薦を求めるに当たって、分野、地域、年齢等に留意するよう評議員会からの要望書を入れることが効果的である。更に評議員の再任までの期間を現行の1年から2年とすることとする（定款第22条の改訂）。しかしこの場合に、2年毎に評議員の顔ぶれが完全に入れ替わることから、評議員会の継続性を保つために審議事項等のきめ細かい引継が必要となる。

4. 評議員の定年制について

評議員の年齢構成に偏りが見られることから、評議員の定年制（例えば65歳）や年齢層毎の定員制の導入を検討したが、会員の権利と義務に差別を設けるものであるとの見解から導入を見送った。

5. 被選出者の辞退

学会の定款・細則には、選挙により会員から選出される会長および評議員の辞退についての記述はない。過去、評議員会に提出された評議員の辞退願は2件であるが、いずれも受理されなかった。その理由は、選挙により選ばれた以上評議員として学会の運営に参画することは、会員の義務であり、また、例え評議員会への出席が望めなくて

も、本会への有形、無形の貢献を期待したいからとのことであった。この問題についても、本委員会で再度検討した結果、先の評議員会での決定とほぼ同様の結論に至った。即ち、辞退は原則として認めない。しかしながら、長期の海外滞在や病気等により学会の運営に参画することが困難と見なされる場合においては、その判断は評議員会に委ねる。

会長選挙においても原則的には同様の事態が想定されるため委員会において種々検討したが、ともかく現行制度が機能している事実を踏まえてこれに敢て変更を加える必要はないとの結論に到了。

6. 評議員会の定足数

学会細則では、評議員会は現有評議員の過半数の出席をもって成立することとなっている。以前より、評議員会において、この定足数は厳しすぎるのではないかとの意見があり、その見直しが求められている。そこで、本委員会では、定足数の変更や委任状の採用等を検討した。評議員会は、

先に述べたように、本学会の運営主体である。委任状等の採用や定足数の変更は、評議員の意識の低下につながる恐れがあり、学会の運営にとって好ましくない。また、これまで21回開催された評議員会において評議員の出席者数が不足したのは、第14回(1991.7.6)および第21回(1993.11.1)の2回だけである。定足数確保のために、評議員や庶務幹事・事務局の多大な努力があったことは事実であるが、この数字を見る限り、今、急いで定足数を変更する必要はないものと結論した。

III. その他

1. 財政基盤の確保

1-1 現状の分析

学会の収入は、会費収入、学会誌広告料、および学会誌販売料収入となる。このうち主なものは、会費収入と学会誌広告料収入である。1992年度の学会収入は、会費収入911万円、広告料452万円、および会誌販売料62万円の合計1425万円であった。会費収入の主なものは、正会員と賛助

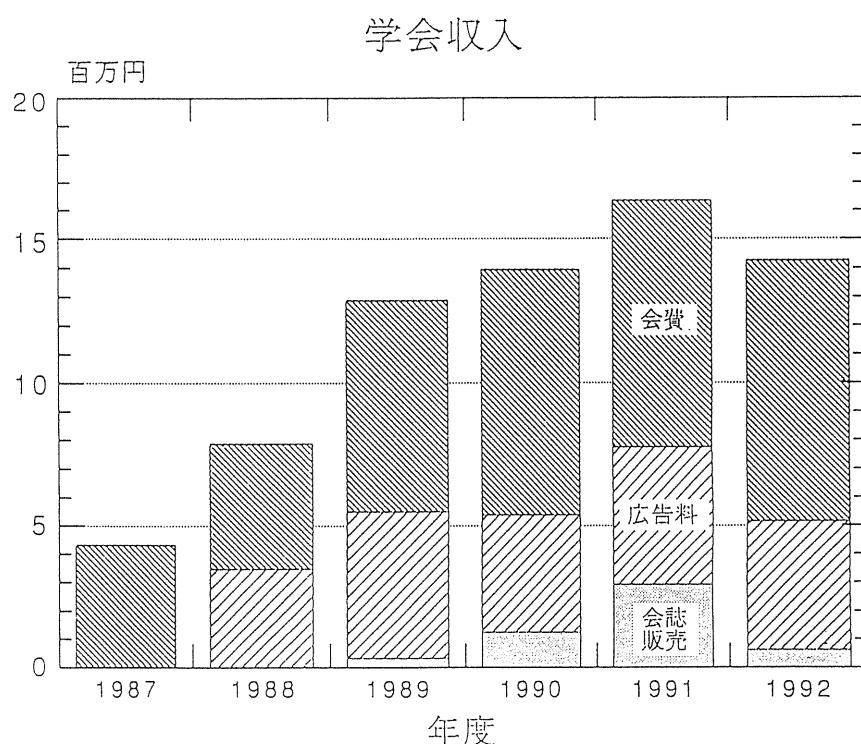


図1

会員よりの会費収入である。1992年度は、それぞれ477万円と390万円であった。学会設立当初からの学会収入とその内訳を図1に示す。また、会費収入の内訳を図2に示す。学会収入とその一部

である会費収入は、1989年度から微増程度で頭打ちである。他方、学会収入に対する寄与の大きい賛助会員の数は、景気の状態に左右されるので、今後減少もあり得る。正会員数の変化を図3に示

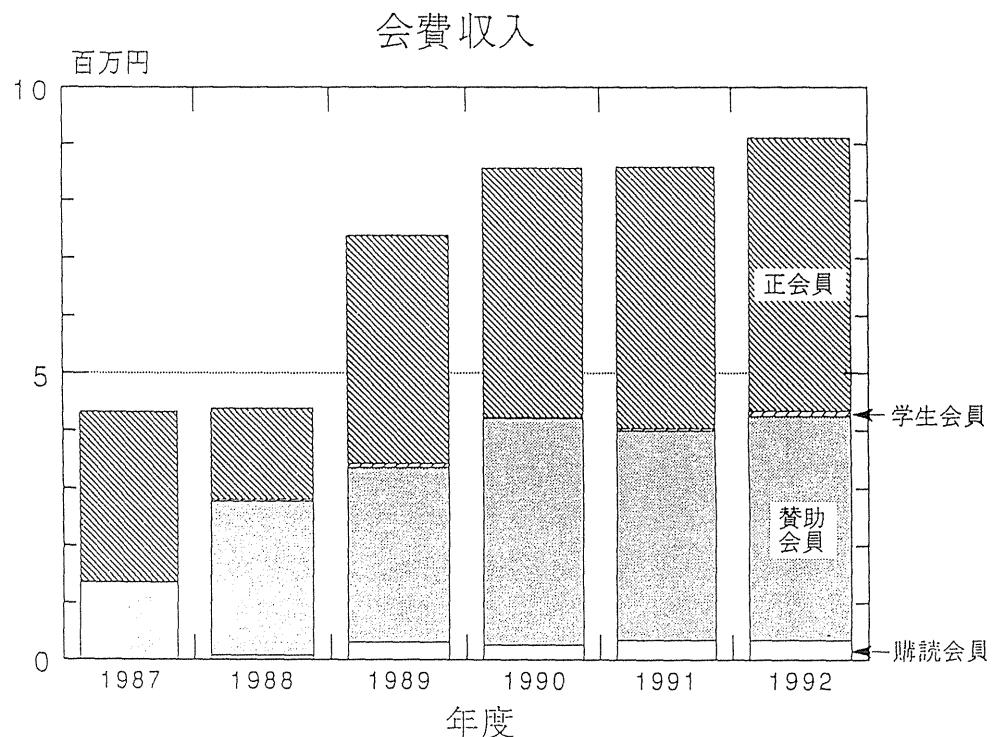


図2

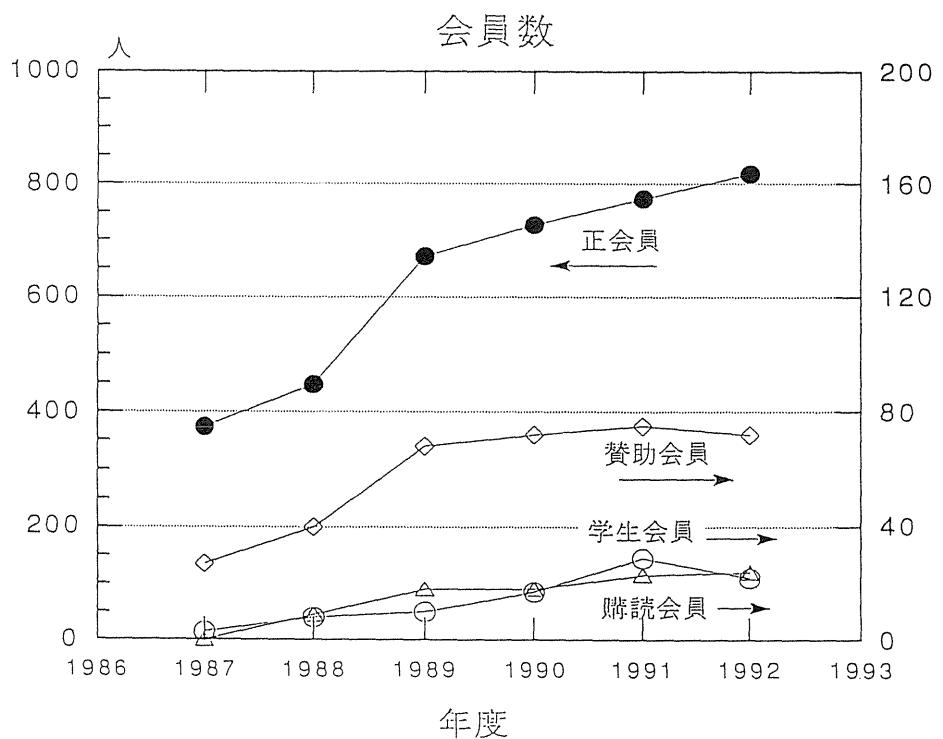


図3

す。正会員数は、学会設立当初は急速に増加したが最近の増加率は穏やかである。

1-2 財政基盤の確立

このような状況の下で学会の財政基盤を確立するには、正会員の数を増やす必要がある。正会員からの年会費は、安定収入である。支出の主要な項目である学会誌出版費は、会員数が増えると一人当たりの単価は下がる。逆に、学会誌広告料は、読者数が増えると增收が期待できる。

1-3 剰余金の目的と使途

行事特別会計は、行事委員会が企画し実行する各種シンポジウムや講習会及び年会実行委員会が準備する年会のための特別会計である。これらの行事は独立採算で運営されているが、赤字が発生した場合には、この剰余金より支払う。その意味で、剰余金の目的は行事の準備と赤字補填のための準備金であった。図4に行事特別会計の年度決算を示す。特別会計は行事委員会と年会実行委員

会の努力により黒字基調であり、剰余金は毎年増加している。そこでこれを会計幹事が扱う学会特別会計とすることを提案する。これにより、学会の財政基盤の確立にも繋がるほか、政策経費として新しい企画にも充てることができる。

2. 会員増への対策

正会員と学生会員の数を増加させるために以下のようないくつかの対策をとる。

2-1 パンフレットの作成

1991年度に会員募集のためのパンフレットを作成し配布したことがある。この努力を続ける必要がある。即ち定期的にパンフレットを改訂し、新しいパンフレットには各施設等での魅力のある写真やキャッチフレーズを載せる。また、そのまま郵送できるような入会申込書を含める。

2-2 入会年度の会費の割引

現状では、年会開催時の若手研究者と学生の

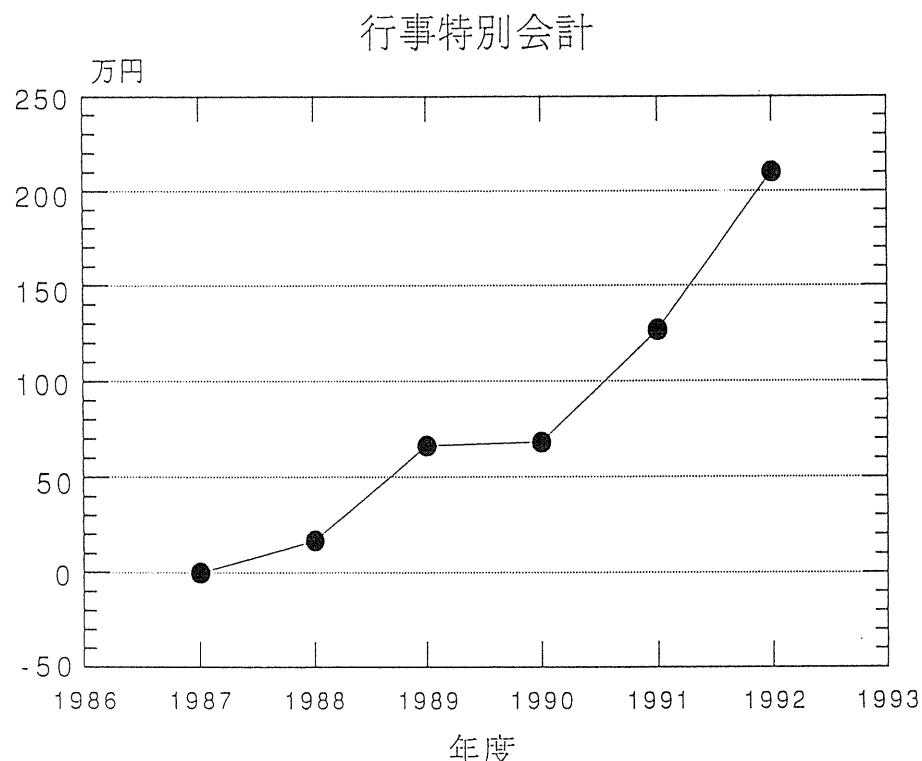


図4

入会申込者には、その年度の年会費が半額になるという特典がある。それ以外の新入会者は、一般には年度の中途入会になるため、年会の参加費など会員としての特典を一年分完全には受けられないにもかかわらず、会費を全額納めなければならぬ。また、前述のパンフレットを見て入会申込みをしたものは、学会が特に入会を勧誘したにもかかわらず、初年度会費割引の特典が受けられない。そこで、新たに正会員または学生会員になるすべての人の初年度の会費を半額にする。実施には定款第9条の改訂が必要である。

2-3 年会の充実

新しい形態の年会は、当委員会で各放射光施設および利用者団体と共に実行するとの結論を得た。会員増への対策の一つとして年会での研究発表については若手会員を優遇する。現在の年会では、一般申込みは多くの場合ポスターセッションでの発表になり、口頭発表は招待講演の場合が多い。物理学会などの他学会では、学会発表の登壇の条件として会員であることを課しているために、大学院生など若手が初めて学会発表をする機会に入会する場合が多いものと考えられる。そこで、本会の年会においても可能な限り一般申込みの口頭発表を増やし、若手にも口頭発表の機会を広げる。

2-4 会誌の充実

I.4. に述べた通り。

3. 学生年会費の見直し

1992年度末では、正会員数818名に対し学生の会員はわずか22名である。学生は、この分野に新しく入る新人であるし、その一部は将来この分野を担う人材となるであろうと期待される。学生会員の経済的な負担を軽くすると、入会の勧誘も行い易い。たとえ在学期間中だけの会員であって

も、会誌を読むことによりこの分野全体に対する興味と理解が深まることが期待される。この学生会員を増やすために学生年会費を現行4000円から2000円に下げる。学生会員の会費は、学会誌などの郵送料などで学会が赤字にならない程度でよいと考える。また、初年度の会費半額割引も正会員と同様に適用する。会費の改訂には定款第9条の変更が必要である。

4. 若手奨励策

若手奨励策として I.3. 項に述べた奨励賞を設ける。また、年会での口頭発表においても学生会員や若手研究者に機会を与える

おわりに

以上が1年間にわたり6回の委員会を開いて検討してきた特別委員会からの報告であります。これが現在の問題点を解決し、また将来の問題を事前に摘み取って学会の一層の発展に繋がることになれば幸いです。必要な定款・細則の変更は行わなければなりません。言うに及びませんが、学会を具体的に運営する立場からこれらを見れば必ずしも明快に規定されているとは限りません。従って、学会を運営する執行部は従来のやり方を参考しながら然し囚われることなく適正な方向に進めるよう運営することができます。定款・細則はこのような“変わり身”が可能な柔構造になっています。本委員会は自在の学会運営を通して良き伝統が蓄積されることを希望しております。

最後に評議員各位から貴重な経験やご意見を頂きましたことを感謝致します。

特別委員会委員

磯山悟朗（分子研）、大隅一政（高工研）
柿崎明人（物性研）、田中健一郎（高工研）
谷口雅樹（広大）、原見太幹（原研）
平井康晴（日立）

国際会議の主催等に関する規定（案）

（ 年 月 日評議員会決定）

- 第1条 本会が学術的国際会議またはこれに準ずる国内会議（以下会議という）を主催、共催、協賛、または後援するときには、本規定に従ってこれを行う。
- 第2条 会議の主催とは、本会が単独で会議を運営するかまたはこれに準ずる場合で、会議の運営にかかる財政上の責任を有する場合を言う。
2. 会議の共催とは、本会が他学協会等と共同で会議を運営し、会議の運営に係わる財政上の責任を有しない場合を言う。
 3. 会議の後援とは、他学協会等の運営する会議の主催に協力する場合で、前項以外の場合を言う。
 4. 会議の協賛とは、他学協会等が主催する会議の主旨に賛成し、これを支持する場合を言う。
- 第3条 本会が主催または共催する会議は、本会の定款第2条および第3条に則ったものであり、営利を目的としてはならない。
- 第4条 本会が会議を運営するときは、評議員会において組織委員会を作り、会議の運営をこれに委ねる。ただし、相当数の本学会会員がその会議の準備・運営等に参画し、かつ、会長または評議員1名以上が組織委員会に参加するものとする。
2. 本会の主催する会議の運営に係わる財政は、本会の経常会計とは独立に、特別会計によってこれをまかう。
 3. 本会が主催または共催する会議の運営に係わる事務は本会の経常事務とは独立に行うものとする。ただし、本会事務局で保管する資料の利用に関しては便宜を受けることができるものとする。
- 第5条 本会が会議を主催または共催するときは、原則として、行事委員会からの提案

にもとづき評議員会がこれを決定する。本会以外の組織からの提案による場合には、会議の開催を会長に提案し、行事委員会がその内容を検討し、評議員会が主催の可否を決定する。

- 第6条 本会が会議を後援または協賛するときは、会長がその可否を検討し、評議員会の承認を得る。
- 第7条 本会に会議の主催または共催を提案する者は、別に定める様式1による提案書を提出しなければならない。
- 第8条 本会に会議の後援または協賛を依頼する者は、別に定める様式2による依頼書を提出しなければならない。
- 第9条 本規定の改正は評議員会において行う。
- 第10条 本規定は1994年 月 日より施行する。

様式1

国際会議主催・共催提案書（案）

1. 会議の名称（和文名、英文名）
2. 会議開催予定日時・場所
3. 日本開催に到る経緯
4. 会議の概要
5. 所要経費の概算
6. 準備会の構成（代表者、連絡者名）
7. 準備会の活動状況
8. 他学協会等との会議運営関係
9. 指定寄付申請団体名
10. 会計事務等に関する覚書
11. その他

様式2

国際会議後援・協賛依頼書（案）

1. 会議の名称（和文名、英文名）
2. 会議開催予定日時・場所
3. 会議の概要
4. 準備会の構成（代表者、連絡者名）
5. 他学協会等との会議運営関係

定款・細則改訂案（アンダーライン箇所）

日本放射光学会定款

1988年4月1日制定

1991年4月23日改定

1994年 月 日改定

第1章 総則

第1条 本会は、日本放射光学会という。英文名をThe Japanese Society for Synchrotron Radiation Researchとする。

第2条 本会は、放射光科学、放射光技術およびこれらに密接に関連する学問（以下、放射光学という）の進歩発展を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年会、講演会等の学術的会合の開催。
2. 学会誌その他の出版物の刊行。
3. 研究の奨励および研究業績の表彰。
4. 関連諸団体との研究連絡、情報交換ならびに事業協力。
5. その他本会の目的達成に必要な事業。

第4条 この定款の実行に必要な細則および規定は、評議員会において制定され、総会において報告される。

第2章 会員

第5条 会員は、正会員、賛助会員、購読会員および名誉会員から成る。

第6条 正会員は放射光学の分野に関して学識を有し、評議員会によってその入会が適当と認められた者とする。

賛助会員は本会の目的に賛同し、その事業を援助する者または団体とする。

購読会員は、本会の刊行する出版物の購読を希望する者または団体とする。

名誉会員は、放射光学の分野において顕

著な功績を有する者で、評議員会によって推薦され、総会によって決定された者とする。

第7条 正会員、または賛助会員として入会しようとする者または団体は、細則に定められた手続きにしたがって申込み、その入会は評議員会によって決定される。

第8条 購読会員は細則に定められた手続きにしたがって入会することができる。

第9条 正会員は、会費年額6,000円を前納するものとする。学生は年額2,000円を前納するものとする。ただし、新たに入会しようとする者の当該年度の会費年額を半額とする。

賛助会員は、1口50,000円の会費を1口以上毎年前納するものとする。

購読会員は、会費年額15,000円を前納するものとする。

名誉会員は、会費を納めることを必要としない。

第10条 正会員、賛助会員および名誉会員は、本会の催す各種の学術的会合に参加することができる。

第11条 正会員および名誉会員は、学会誌に寄稿することができる。ただし、その掲載の可否は、細則に定める編集委員会の決定による。

第12条 会員は、学会誌の配布を受ける。ただし、会費を前納しない正会員、賛助会員および購読会員に対しては、その配布を停止する。

第13条 会員は、本会に対する希望を会長に申し出て、その審議を求めることができる。

第14条 正会員および賛助会員は、評議員会に届け出て退会することができる。

第15条 購読会員は、事務局に届け出て退会することができる。

第16条 会員が正当な理由なくして会費を3ヶ月

以上滯納したとき、本会の名誉を傷つけたとき、あるいは本会の目的に反する行為を行ったときは、評議員会の評決を経て退会させられる。

第3章 会長、評議員および幹事

第17条 本会に会長を置く。会長は細則に定める方法により、正会員のなかから正会員により選出される。

第18条 本会に、評議員30名によって構成される評議員会を置く。評議員は、細則に定める方法により、正会員により選出される。

第19条 本会に、数名の幹事を置く。幹事は会長により正会員のなかから指名され、評議員会において承認された者とする。また、次期会長として選出された者は、幹事として会長を補佐する。

第20条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会および評議員会を招集する。ただし、会長に事故あるときは、次期会長または会長の指名する評議員の一人がその任務を代行する。

第21条 幹事は、庶務、会計、編集、行事、涉外、その他の会務を担当し、評議員会の決定に基づいて業務を行う。

第22条 会長の任期は、2年とし、再任することはできない。幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。評議員の任期は2年とし、毎年その半数が改選される。ただし、2年を経ずして再任することはできない。会長、評議員および幹事の任期は、4月1日に始まる。

第23条 会長、評議員および幹事は、その任期が終了しても、後任者が就任するまでその職務を継続する。

第4章 総会、評議員会および特別委員会

第24条 総会は、正会員を以て組織し、毎年1回

開いて、本会運営の基本方針を決定する。総会の議長はその都度正会員の互選により定める。

第25条 臨時総会は、評議員会が必要と認めた場合、または正会員50人以上の請求があった場合、議題を定めて2ヶ月以内に開催しなければならない。

第26条 会長は、総会開催の日時、場所および議題を開催の2週間以前に会員に通知しなければならない。

第27条 総会の議案は会長が提出する。ただし、直接請求された事項については、請求代表者が議案を提出する。

第28条 総会は、正会員の1/10以上の参加を以て成立する。ただし、書面によって意思を表示した正会員と、他の出席正会員に表決を委任した正会員は、出席正会員とみなす。総会の議事は、出席正会員の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める。

第29条 評議員会は、定款と細則・規定に定められた審議事項、および総会の決定した基本方針に従う運営事項を審議決定する。評議員会の議長は、評議員のなかから互選により選出される。

第30条 評議員会は、必要と認めた事項を検討するため、期間を定めて特別委員会を置くことができる。特別委員会の委員長は、評議員会により正会員のなかから指名された者とする。

第5章 会計

第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

第32条 本会の収支決算は、評議員会の議を経て、総会において承認されなければならない。

第6章 事務局
 第33条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局の所在、組織、運営などは評議員会の議を経て会長が定める。

第7章 定款の変更、その他
 第34条 この定款の変更は総会において決定する。
 第35条 この定款に疑義を生じたときは、評議員会が判定するが、その判定は次期の総会において承認を受けなければならない。

日本放射光学会細則

1988年4月1日制定
 1989年4月6日改定
1994年 月 日改定

第1章 正会員、賛助会員および購読会員
 第1条 本会に、正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、評議員会に提出すること。また、学生はその身分を証明する書類を添付すること。
 学生としての身分を失ったときは、直ちに本会に届け出ること。
 第2条 本会に、賛助会員として入会を希望する者または団体は、所定の入会申込書に必要事項を記入して評議員会に提出すること。
 第3条 本会に、購読会員として入会を希望する者または団体は、所定の申込書に必要事項を記入して事務局に提出すること。

第2章 会長および評議員
 第4条 定款第17条および第18条に定める会長および評議員の選出は次の方法による。
 1、評議員会は、毎年9月15日以前に、全正会員に正会員の中から次期会長候補者の

推薦を求め、その中から上位3位以内に推薦された者を次期会長候補とする。
 2、評議員会は、次期会長候補者全員の氏名・所属を全正会員に通知して毎年10月31日以前に投票を求める。次期会長は、その投票結果に従い決定される。ただし、票数が同じ場合は、現会長が決定する。
 3、評議員会は、毎年9月15日以前に、全正会員に正会員の中から次期評議員候補者の推薦を求め、3名以上によって推薦された者を次期評議員候補者とする。
 4、評議員会は、次期評議員候補者全員の氏名・所属を全正会員に通知して毎年10月31日以前に投票を求める。その投票結果に従い上位15名が次期評議員に決定される。ただし、票数が同じ場合は、評議員会が決定する。

第3章 評議員会
 第5条 会長は、評議員会開催の日時、場所および議題を開催の2週間以前に評議員に通知しなければならない。評議員会は現有評議員の過半数の出席をもって成立する。
 第6条 評議員会の議事は出席評議員の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める。

第4章 常置委員会
 第7条 本会に、編集委員会、行事委員会、学術賞等選考委員会および涉外委員会を置く。これらの各常置委員会は、それぞれ別に定める規定に従って運営される。

第5章 学術的会合
 第8条 年会では、会員の研究報告、およびそれに関する討論並びに各施設の現状・将来計画等の報告を行う。年会、講演会、講習会等では、本会の依頼した講演、講習等を行うことができる。

第9条 年会は、年1回開催する。講演会、講習会等は必要に応じて開く。それらの期日、開催地等は、評議員会の議を経て決定し、全会員に予告しなければならない。

第6章 刊行物

第10条 本会は、学会誌を年5回以上発行する。

第11条 学会誌には、総合報告、研究報告、解説等を掲載する。

第12条 学会誌に研究報告その他を寄稿しようとする者は、その原稿を編集委員長に提出する。

第13条 会員名簿は2年毎に発行する。

1994年3月3日

「放射光科学講演会ワーキンググループ」報告

放射光を利用した共同利用実験は、東京大学物性研究所軌道放射物性研究施設 (SOR-RING)、高エネルギー物理学研究所放射光実験施設 (PF)、分子科学研究所極端紫外光実験施設 (UVSOR) の3施設で行なわれており、最近は放射光利用実験の対象となる研究分野の拡大、研究者数の増加、研究者の全国的な拡がりが著しい。特に、複数の放射光施設を利用するユーザーの数が年を追って増加しており、本学会の年会、各放射光施設での研究報告会、関連する諸研究分野の学会、シンポジウム、講演会など研究成果の発表の場が増えると同時に、内容の似通った発表が複数の研究集会で聞かれることが多くなっている。この傾向は、SPring8の放射光利用研究が始まるとさらに進むと考えられる。

学会活動総合検討委員会では、本学会の年会と各研究施設の研究報告会と一緒に催し、より多くの参加者による、より密度の濃い研究討論・情報交換の場として、本学会と SOR-RING、PF、UVSOR および日本原子力研究所・理化学研究所大

型放射光研究推進共同チーム（将来は高輝度光科学研究センター）が共同で合同講演会を開催する可能性と、開催するときの諸問題について検討した。

委員会では、1993年12月8日に各施設の責任者 (SOR-RING : 石井武比古、 PF : 佐藤勇、 小早川久、 松下正、 安藤正海、 UVSOR : 磯山悟朗(代理)、 SPring8 : 植木龍夫、 原見太幹)、 ユーザーの代表者 (PF懇談会 : 桧枝光太郎、 雨宮慶幸、 INS-SOR同好会 : 佐藤繁) および2名の評議員 (松井純爾 (NEC)、 難波孝夫 (神戸大))、 菊田惺志会長、 井口洋夫次期会長を加えた責任者会議を開催し、合同講演会の開催について議論した。その結果、合同講演会開催について原則的な合意が得られた。しかし、開催そのものに異論はないものの、つぎのような点が指摘された。

- ・放射光施設から離れた場所で開催すると、光源加速器関係者が参加しにくい。
- ・各施設の研究報告会が放射光学会に吸収されることになる。
- ・研究成果の発表の場が他の学協会と競合する。
- ・学会の会員でない人の参加資格を明確にすべきである。
- ・実行委員会にユーザーグループの代表者を入れるべきである。

このため、合同講演会開催のさらに具体的な試案を、各施設およびユーザーの代表者によるワーキンググループをつくって検討することになった。ワーキンググループの構成員は以下の通りである。植木龍夫 (理研、共同チーム)、大隅一政 (高工研、委員長)、大野英雄 (原研、共同チーム)、柿崎明人 (物性研、SOR-RING)、鎌田雅夫 (分子研、UVSOR)、菊田惺志 (東大工、会長)、小林仁 (高工研、PF入射器)、小林克己 (高工研、PF測定器)、小林正典 (高工研、PF光源)、下村理 (高工研、SPring8)、原見太幹 (原研、共同チーム)

合同講演会に対する各施設の考え方は、それぞ

れの通りである。

・ SOR-RING

合同講演会の開催は問題ない。ユーザーグループが物理学会で開いているインソールインフォーマルミーティングはこれからも続ける。

・ UV-SOR

合同講演会を開催することはいい。施設固有の問題は施設で検討する。なお、つぎの点に留意して欲しい。

1. インフォーマルミーティングとしてユーザー ミーティングを開きたい。

2. 開催時期を十分検討して欲しい。

・ PF

合同講演会の開催が自然の流れであろう。しかし、現在順調に開催しているPFシンポジウムの今後のことときちんと議論しなければならない。これについては、PF懇談会のなかに「PFシンポジウム検討委員会」をつくって検討する。

・ SPring-8

現在はR&D報告会が主な発表の場であり、合同講演会の開催は特に問題ない。

ワーキンググループでは、2回の会合(1994年1月20日、3月3日)を行い、各放射光施設で行なっている研究報告会の現状、多数の参加者が望める条件等を考え、以下に述べるような試案を作成した。

「放射光科学講演会ワーキンググループ案」

1) 講演会の名称と主催団体

- ・講演会の名称は、「放射光科学合同シンポジウム(仮)」とする。
- ・講演会は、日本放射光学会、高エネルギー物理学研究所放射光実験施設、東京大学物性研究所軌道放射物性研究施設、分子科学研究所

極端紫外光実験施設、日本原子力研究所・理化学研究所大型放射光研究推進共同チーム(高輝度光科学研究センター)およびPF懇談会、INS-SOR同好会、SPring-8利用者懇談会の共催とする。

2) 組織委員会

- ・共催団体関係者からなる組織委員会を設け、講演会開催の基本方針を決める。
- ・学会行事幹事が委員長を務め、委員会を召集する。
- ・組織委員会のもとに実行委員会を設け、講演会の開催要領を決めて実施する。開催地の施設関係者あるいは施設利用者が委員長を務める。

3) 経費

- ・合同講演会の開催にかかる経費は、学会が負担する。

4) 参加資格

- ・共催団体に所属するものは、同じ資格で講演会に参加できる。

5) 開催時期と日程

- ・年1回開催し、期間は4日間程度とする。
- ・合同講演会(総合講演、口頭発表、ポスター発表)、施設報告、将来計画の企画などを行なう。学会総会、各施設の会合、利用者団体の総会なども行なう。

6) 開催場所

- ・開催場所は主として各施設およびその周辺とする。その頻度は利用者数も考慮して決める。
- ・第1回は高エネルギー物理学研究所で開催する。

7) 平成6年前半に詳細な実施要項を決め、平成6年度から実施したい。